対象業種等

本融資制度をご利用いただけるのは、以下の資本金または従業員数のいずれかを満たす中小企業者の方です。協同組合等、NPO法人の方も対象となります。(ただし、農業、漁業、金融業、風俗営業等は除きます。)

	製造業等 *1	卸売業	サービス業	小売業 *2	医業を主たる事 業とする法人*3
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	条件なし
従業員数 *4	300人以下 *5	100人以下	100人以下 *6	50人以下	300人以下

- *1 製造業等の「等」とは、保証対象業種で、卸売業、サービス業及び小売業以外の業種をいう(例:建設業、不動産業、ソフトウェア業)
- *2 飲食業を含む
- *3 医業を主たる事業とする法人とは、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等で医業を主たる事業をするもの
- *4 家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員数に含まないただし、臨時の使用人であっても継続して経常的に雇用している場合は従業員に含む(例:飲食店においてアルバイトを通年雇用している場合等)
- *5 ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)は900人以下
- *6 旅館業は200人以下

その他

実質無利子融資(横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金)により、50万円以上、500万円以下の融資を受けた小規模事業者の方には、一時金10万円を交付します。

お問合せ先:

小規模事業者支援金一時金コールセンター

(公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部地域密着型支援担当)

045-225-3725 (9:00~17:00、土日祝日・年末年始を除く)

※ 令和2年5月25日からコールセンターの運用を開始します。

本リーフレットは5月20日時点の内容です。 最新の情報やその他の情報等は横浜市のホームページを ご確認ください。



横浜市から事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症にともない、市民、事業者の皆様には、外出自粛や 休業要請等にご協力をいただきましてありがとうございます。

横浜市では、市民、事業者、医療従事者の皆様を全力でお支えするため、「新型コロナウイルス感染症 くらし・経済対策」を取りまとめました。

特に、事業者の皆様が、この厳しい状況を乗り越えるために、今回、3,000万円まで実質無利子・無担保、信用保証料はゼロまたは半額、5年間据置という、 非常に有利な制度融資を創設いたしました。また、新たに創設した融資制度で、 500万円以下の融資を利用された小規模事業者の方には、10万円を 交付するという支援制度も設けております。

事業者の皆様は、苦しい状況にあるかとは思いますが、ぜひ事業継続と雇用の維持に向け、こうした制度をご活用いただきたいと思います。

特別経営相談窓口のご案内

資金繰りや経営安定に関する相談						
金融課 相談認定係	月~金曜 8時45分~17時	045-662-6631				
経営全般に関する相談						
(公財)横浜企業経営支援財団 (IDEC横浜)	月~金曜 9時~17時	045-225-3711				
信用保証に関する相談【横浜市信用保証協会】						
本所 (中、磯子)		045-662-6623				
北部支所(港北、緑、青葉、都筑)	月~金曜	045-470-5600				
西部支所(鶴見、神奈川、西、 保土ケ谷、旭、瀬谷)	9時~17時20分	045-319-5335				
南部支所(南、金沢、戸塚、港南、 栄、泉)		045-844-6621				

実質無利子融資のご案内

(横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金)

特徴

融資額 3,000万円まで

実質無利子[※] ・無担保

※当初3年間の利子相当分をキャッシュバックします。

据置期間最大5年間

信用保証料半額収はゼロ

要件を満たした場合は、既存のお借り入れ分の借り換えも可能です。

まずは、お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。

く取扱金融機関>

【信用金庫】

横浜、かながわ、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷

【銀行】

みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、横浜、第四、きらぼし、群馬、山梨中央、 北陸、スルガ、阿波、静岡、三井住友信託、神奈川、東日本、東京スター、 大光、静岡中央

【政府系金融機関】

商工組合中央金庫

3,000万円超の融資をご利用の方には、横浜市が保証料を助成する低利な融資をご用意しています。

融資実施までの流れ

お取引のある又は最寄りの金融機関に ご相談・お申込みください。



※融資の申し込みに必要な納税証明書や住民票などの発行手数料が減免(無料)となる場合があります。

原則、金融機関が、事業者の皆様に代わって、 横浜市に認定申請 (SN4号、危機関連保証など) を行います。



金融機関は融資の審査後、 信用保証協会に保証申込を行います。



4 信用保証協会は保証の審査後、 保証を決定します。



5 金融機関は、融資を実施します。



対象要件

セーフティネット保証 (SN) 4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を取得された 個人事業主、小・中規模事業者

【認定要件】

- ✓ 横浜市内に事業実態のある事業所があること
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が前年同月比で減少していること

(売上高減少率) SN 4号: 20%以上 / SN 5号: 5%以上

危機関連保証:15%以上

内容

	売上高▲5%以上 (SN 5号)	売上高▲15%以上 (SN 4号¤は危機関連保証)
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・利子ゼロ※	
小·中規模事業者 (上記除<)	保証料1/2	保証料ゼロ・利子ゼロ※

※融資額3,000万円まで、当初3年間の利子相当分をキャッシュバックします。

融 資 額 : 3,000万円以内

融資期間:10年以内(うち据置期間5年以内)

利 率: 1年以内 0.7%以内 / 3年以内 1.1%以内

5年以内 1.3%以内 / 10年以内 1.5%以内